



ちよいボラ通信 No.17

蒲郡市シルバー人材センター TEL : 69-0316



会員研修会のお知らせ

今回の研修は「終活」がテーマです

- 日時 : 令和4年12月21日(水) 13:30~
 場所 : 蒲郡市生きがいセンター
 定員 : 40名まで
 出欠 : 同封のハガキにて11月30日までに返信をお願いします

講習内容 法務局の職員さんから直接学ぶ

「自筆証書遺言書保管制度」について

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書保管制度が開始され、**自筆の遺言書を法務局及び支局に預けることができます**。終活の一環として学んでいただくために、制度のメリット、制度を利用する際の注意点や申請手続について、分かりやすく説明してもらいます

自筆証書遺言書保管制度とは・・・

法務省HPより抜粋

自筆証書遺言書保管制度について

なぜこの制度が必要なの？



遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。そして、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。しかし、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされる等のおそれが指摘されています。

そこで、自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消するための方策として、本制度が創設されました。

- ✕ 相続人に発見されないことがある
- ✕ 改ざんされるおそれがある

主に遺言書作成後の管理に起因するトラブル

↑ 解消策

法務局（遺言書保管所）が遺言書を保管する制度



※なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、研修会が中止になる場合がございます。中止が決定した場合は、すみやかに、出席予定者に連絡をさせていただきます。

前回研修会のご報告（参加人数18名）

9月27日(火)生きがいセンターにおいて、令和4年度第1回目のちよいボラ研修として、深津利子先生の「リンパケア教室」を開催しリンパについて学ぶとともに、簡単なセルフケアも

習いました。講義終了後も質問が相次ぎ、有意義な研修会となりました。



当日の資料より



事務局より(再掲)

ポイントの有効期限の延長をしています。お手元にあるまごころ手帳のポイントで、平成31年4月1日以降のもので、転換していないポイントが10個以上ある方は(年間転換ポイントの上限は50ポイントです)是非手続きをして下さい。